

5 年 保 存
令和12年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎装（管財）第214号
令和7年1月29日

各 部 長
各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領の制定について（通達）

長崎県における広告掲出事業については、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱に基づき実施しているところ、この度、長崎県運転免許試験場における広告掲出事業について、新たに別添要領を制定し、令和7年1月29日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

本件担当	装備施設課管財係（警電 2290～2292）
------	------------------------

別添

長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領

第1 目的

この要領は、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長崎県運転免許試験場における広告掲出事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領における「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物で、長崎県運転免許試験場への広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスターをいう。

第3 広告の掲出場所、規格等

広告を掲出する場所、規格、種類、枠数及び広告掲出場所貸付の基準となる額は、次表のとおりとする。

場 所	規格・種類	枠 数	1枠当たりの月額料金
長崎県運転免許試験場 1階ホール	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	3枠	12,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

第4 広告の掲出期間

広告を掲出する期間は、原則として1か月を単位とし、募集期間内で広告掲出の申込みのあった期間とする。

なお、広告掲出の開始日及び終了日は、原則として掲出期間内の最初の開庁日及び最後の閉庁日とする。

第5 広告掲出の範囲及び基準

広告を掲出する範囲及び基準については、要綱第5条並びに長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「広告基準」という。）第2条及び第3条の定めるところによる。

第6 広告掲出の募集

- 1 広告掲出の募集は、原則として長崎県警察のホームページにより行うものとする。
- 2 前記の募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

第7 広告掲出の申込時期及び方法

- 1 広告の掲出を希望する者から、広告掲出の申し出があったときは、別記様式第1号の長崎県運転免許試験場広告掲出申込書を、別途指定する日までに、長崎県警察に提出させるものとする。

- 2 前記の場合において、別記様式第2号の誓約書を提出させるものとする。

第8 広告掲出の決定

- 1 長崎県警察は、申込みのあった広告について、要綱及び広告基準に基づき審査を行い、広告掲出の可否を決定する。

- 2 審査の結果、同一の希望枠に複数の申込みがあったときは、次に掲げる選定基準により、掲出広告の順位を決定する。

(1) 希望月の総数が多いもの

(2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの

- 3 順位の優劣を判断することができないときは、長崎県警察において抽選により掲出広告を決定する。

なお、随時募集を行う場合は、先着順とし、申込順に審査を行い、掲出広告の適否を決定する。

- 4 長崎県警察は、掲出する広告を決定したときは、別記様式第3号の長崎県運転免許試験場広告掲出決定通知書又は別記様式第4号の長崎県運転免許試験場広告不掲出決定通知書により、当該申込者に通知するものとする。

第9 契約の締結

長崎県は、広告掲出の決定をしたときは、別記様式第5号の長崎県県有施設の広告枠貸付に関する契約書を作成し、広告主と契約を締結するものとする。

第10 広告原稿の作成及び提出

- 1 契約を締結した広告主は、広告原稿を作成し、長崎県警察が指定する日までに、長崎県警察が指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 長崎県警察は、提出された広告原稿の内容が要綱及び広告基準に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

第11 広告掲出の方法

- 1 長崎県警察は、広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日（閉庁日を除く）の16時から17時30分までの間に掲出するものとする。
- 2 長崎県警察は、掲出した広告原稿を、原則として広告掲出終了日の16時から17時30分までの間に撤去するものとする。

第12 広告内容の是正

長崎県警察は、広告掲出後も必要に応じて、広告主に対し内容の是正を求めることができる。

第13 広告掲出の取り消し

- 1 長崎県警察は、要綱第8条各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、広告主への催促等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止することができる。
- 2 要綱第8条第6号に規定するやむを得ない事由には、次に掲げる事由を含むものとする。
 - (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲出場所貸付料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告主が、第10の3の規定による修正の求めに応じなかったとき。
 - (3) 広告主が、要綱又は広告基準若しくは本要領に抵触する事実が判明したとき。
- 3 長崎県警察は、広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。
- 4 広告掲出の取消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、長崎県警察はその賠償の責めを負わない。

第14 広告掲出場所貸付料の返還

- 1 長崎県警察は、広告掲出の決定後、広告掲出の開始日の前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、既納の広告掲出場所貸付料を全額返還するものとする。
- 2 長崎県警察は、広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかつたときは、当該広告を掲出できなかつた期間が1日未満の場合を除き、掲出できなかつた期間に応じて広告掲出場所貸付料を返還するものとする。ただし、次に掲げる事由については月3日間以内を限度とし、貸付料を返還しないものとする。
 - (1) 掲出場所の補修工事を行う場合
 - (2) 執務室移転等で掲出場所の養生を行う場合
- 3 返還する広告掲出場所貸付料には、利息を付さないものとする。

第15 広告掲出の取下げ

- 1 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、広告掲出を取り下げるときは、書面により長崎県警察に申し出なければならない。
- 3 長崎県警察は、広告掲出の取り下げを受理した場合で、既に広告掲出場所貸付料が納付されているときは、納付済みの広告掲出場所貸付料は広告主に返還しない。

第16 広告の変更

- 1 広告主は、当該広告の内容を変更するときは、原則として2週間前までに長崎県警察と協議するものとする。
- 2 広告主は、広告の内容を変更しようとする場合は、新たに広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 長崎県警察は、提出された広告原稿の内容が要綱及び広告基準に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

第17 広告主の責務

- 1 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第18 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、長崎県警察と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第19 裁判管轄

この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

長崎県運転免許試験場広告掲出申込書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

申込者 住所
氏名（名称）
代表者名

長崎県運転免許試験場に広告を掲出したいので、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱、長崎県県有施設広告掲出取扱基準及び長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領の内容を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲出希望箇所及び枠数

希望する申込枠欄に○印と枠数欄に希望数を記入してください。

注：複数箇所希望する場合は、希望するすべての箇所に○をご記入下さい。

	A（左）	B（中）	C（右）	枠 数
希望枠				枠

※希望する枠数及び箇所でなくとも掲出を希望する。（ する・しない ）

2 掲出希望期間

____年____月 ____年____月（ ____ヶ月）

3 添付書類

1. 広告原案
2. 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料

4 連絡先

- (1) 担当者氏名
- (2) TEL
- (3) FAX

誓 約 書

長崎県県有施設広告掲出取扱基準第 2 条各号に規定する下記、規制業種又は事業者に該当するかどうかについて、あてはまるものにチェック（☑）をして下さい。

規制業種又は事業者	該 当 す る	該 当 しない
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種	☐	☐
(2) 風俗営業類似の業種	☐	☐
(3) 消費者金融に係るもの	☐	☐
(4) たばこに係るもの	☐	☐
(5) 賭博、ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬及び競艇に係るものを除く）	☐	☐
(6) 社会問題を起こしている業種や事業者	☐	☐
(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの	☐	☐
(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けているもの	☐	☐
(9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの	☐	☐
(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの	☐	☐
(11) 県の指名停止措置を受けているもの	☐	☐
(12) 県税を滞納しているもの	☐	☐

上記のとおり、相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

印

年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県運転免許試験場広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました長崎県運転免許試験場への広告掲出については、下記のとおり掲出を決定したので通知します。

つきましては、別添の契約書2通に記名押印の上、年 月 日までに、2通とも提出願います。

なお、掲出する広告については、年 月 日までに、提出願います。

記

1 広告掲出位置及び枠数

位置	左	中	右
枠数			枠

2 広告掲出期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 広告掲出場所貸付料

円

年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県運転免許試験場広告不掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました長崎県運転免許試験場への広告掲出については、下記のとおり掲出しないこととしたので通知します。

記

1 掲出しないこととした広告掲出希望箇所及び枠数

2 掲出しないこととした理由

長崎県県有施設の広告枠貸付に関する契約書

貸付人長崎県知事 ○○ ○○（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、県有施設の広告枠貸付について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件及び貸付目的）

第2条 甲は、末尾記載の貸付場所（以下「貸付物件」という。）に設置する広告枠を広告の掲出場所として乙に貸し付ける。

2 乙は、貸付物件を直接、広告の掲出のために使用するものとし、使用するにあたっては、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）、長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「基準」という。）及び長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領（以下「要領」という。）を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 前条の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条に定める貸付料を甲が別途発行する納入通知により、 年 月 日までに甲に納付するものとする。

2 甲は、既に納入された貸付料を乙に返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は本契約を解除したときは、この限りではない。

（支払遅延）

第6条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「財務大臣が決定する率」という。）と同率の率で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りではない。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、貸付物件を第2条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

（原形変更の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。

（権利の譲渡及び転貸の禁止）

第9条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 甲が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

2 甲は、乙が要綱第8条の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

3 第1項又は第2項の規定により、この契約を解除した場合において損失が生じることがあっても、乙は、甲に対しその補償の請求を行うことができない。

(広告内容の責任)

第11条 乙は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第12条 甲は、乙が長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告することなくこの契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により本件契約を解除した場合には、甲は、これによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(協議)

第13条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸 付 人 住 所 長崎市尾上町3番1号

氏 名 長崎県知事 ○○ ○○ 印

借 受 人 住 所

氏 名 印

貸付物件の表示

名 称	所在地	掲出場所	規格・種類	枠 数